

昭和 ~~33~~³⁵ 年

分	款	項	目	節
類	A	6	2	0
保 存	永 年 保 存		昭和 年 月まで保存	

件 名

談 会 々 談 録

冊 の 号

談 会 課

昭和

年

35

款

[Redacted]

項

A

目

6

節

2

件

名

言
会
々
言
録

冊の

号

昭和

永

年

月

まで保存

登録番号

第

号

言
会
課

(保存文書背表紙)

甲

昭和三十五年三月十日（才一日目）

才一回福生町議会定例会々議録

福生町議会

才一回福生町議会定例会々議録 (才日目)

一 昭和三十一年三月十日福生町議会定例会を福生町役場に
招集した。

一 出席した議員は次の通りである。

才二番 斎藤真一	才二番 高橋千春	才三番 渡井明
才四番 磯村武夫	才五番 清水与市	才六番 西村光人
才七番 細刈晋一	才八番 笹本益夫	才九番 大久保一郎
才十番 米泉薫	才十一番 石川信義	才十二番 山下久吉
才十三番 田村祐一	才十四番 中西虎藏	才十五番 高水惣八
才十六番 村野弘	才十七番 斎藤博	才十八番 岸茂
才十九番 渡辺純三郎	才二十番 平井賢治	才二十一番 吉田清
才二十二番 山下幸三	才二十三番 瀬古清藏	才二十四番 高橋彦市

一 地方自治法才百三十一條の規定により会議事件説明のため

出席したものは次の通りである。

町長 秋山誠一 助役 川渕金吉 収入役 大野忠一
総務課長 貧井茂次 火 土木課長 橋本孝藏 民生課長 森田 猛
税務課長 高水 水 産業課長 町田信二 水道課長 古谷徳男
教育長 橋本兵五郎

一 本会の書記は次の通りである。

事務局長 上野重勝 書記 生子國利

二 本日の会議事件及び議事日程は次の通りである。

日程第一 契約締結同意方について（第二浄水場々内管渠基の一工事
請負資材）（議案第十四号）

二 特別基本財産設置について（議案第十五号）

三 福生町職員定数条例の一部を改正する条例について（議案第十六号）

四 福生町手数料条例の一部改正について（議案第十七号）

東京都西多摩郡福生町役場

日程第五

議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部改正について（議案第十八号）

第六 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する
条例の一部改正について（議案第十九号）

第七 昭和三十五年度福生町戈入戈出予算

（議案第二十号）

第八 昭和三十五年度福生町上水道特別会計戈入戈出予算

（議案第二十一号）

第九 昭和三十五年度福生町国民健康保険特別会計戈入戈出
予算

（議案第二十二号）

第十 昭和三十五年度福生町公益債屋特別会計戈入戈出
予算

（議案第二十三号）

第十一 昭和三十五年度福生町々管と場特別会計戈入戈出
予算

（議案第二十四号）

（案）十二 昭和三十一年度福生町各会計支入支出予算流用について

（案）十三 方針現金並に蓄積金預入金融機関について

（案）十四 一時借入金について

（案）十五 寄附受領について

（案）十六 方針現金並に蓄積金預入金融機関について

議長 午後一時開会を告げる。

（案）十七 方針現金並に蓄積金預入金融機関について（議案）十八号

議長 本件を上程いたします。

書記 朗読

（案）十九 水道事業に於て浄水場の排管の資材購入についての契約同意方であつて浄水場外の排管工事です。先般総務委員長立合の元に入札をいたしました。

東京都西多摩郡福生町役場

丸萬工業株式会社 参考 貳萬六千五百円が最底で仮契約を致した訳でここに同意を求め契約をしたいと思います。

議長（瀬古） 本案に対して御意見を願います。

（案）二十 議案）二十一号に異議ありませんか。

全員 異議なし。

議長（瀬古） 日程）二十四号は異議ないものと認め原案通り決定いたします。

日程）二十五号 特別基本財産設置について（議案）二十六号

議長（瀬古） 本件を上程いたします。

書記（上野） 朗読

（案）二十七 本件は昭和三十四年度に於て貳百五十万円の高等学校の設置費地資金として計上してあるがより以上予算の増額を考へていたが本年度は貳百五十円にし

廿四年度の或る万円も基本とし三十五年度の分をそれに増かし敷地又は誘地資金にしたい、三十四年度の或る万円の金額を基本財産としておきたいと思ひ、こゝに提案します。

議長(瀬古) 本案に対し異議ありませんか。

全員 異議なし

議長(瀬古) 議案カ十五号は異議ないものと認め原案通り決定いたします。

日程カ三 福生町職員定数条例の一部を改正する条例に ついて (議案カ十六号)

議長(瀬古) 本件を上程いたします。

書記(上野) 朗 読

助役(川窪) 福生町職員定数条例であります。昭和三十四年条例カ十五号に於て改正されその内カ二条を改正する

東京都西多摩郡福生町役場

訳です。このカ二条中の定 員七十五名のまゝで本年度

十一名の増加で本年度より国民年金の精華がありそれに幸い、吏員をもつて、きよいと思ひ増やしなまゝで又技術職員も数名増し土木水道に回しなむと思ひ臨時新規共で三十二名位になり三十二年を四十九年にして、なむき定案致します。

議長(瀬古) 本件に異議ありませんか。

全員 異議なし

議長(瀬古) 議案カ十七号は異議ないものと認め決定します。

日程カ四 福生町手数料条例の一部改正について

(議案カ十七号)

議長 本件を上程します。

書記 朗 読

助役(川窪) 昭和十八年十月三十日に条例が出来その内カ二条と

カ四条について改正したいと思ひます。カ二条については料金は前と変らなから外人登録に關する証明は非常に多く一年間に或る八拾件ありその他の町村に照らし合せんに改正致したいと思ひます。

カ四条中ですが今迄三十円を四十円とする事で色々の登録証明等でも各町村でも四十円であり当町でも実行に移す訳で四月一日より実行するつもりでございます。なお総務委員会でも審議していただきます。

委員長から説明していただきます。

一議長(瀬古)

本件に異議ありませんか、

一全員

異議なし。

一議長

議案カ十七号は異議ないものと認め決定します。

日程カ五 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する

条例の一部改正について (議案カ十八号)

一議長(瀬古)

先程の説明の通りであるのでこれに異議ありませんか、

一全員

異議なし。

一議長

議案カ十八号は異議ないので決定いたします。

日程カ六 非常勤の特別職の職員、報酬及び費用弁償に關する条例の一部改正について

(議案カ十九号)

一議長

本件を上程いたします。

一書記(上野)

朗読

一助役(川邊)

特別職の職員の報酬でありそれを提案したもので

議員の報酬も現在よりもいく分か上げてもらうと

云うような訳でここで議案の趣意を趣意を趣意に

町内会長の電平百五拾日と電千八百日とするという
事で以上十月一日から実施したいと思っております。

これも総務委員会で審議しているわけで、総務委員長
から説明して戴きたい。

本案も総務委員会で決定しているわけで御了承願ひ
ます。

議長(瀬古) 本件に異議ありませんか。

全員 異議なし。

議長 議案第十九号は異議ないで決定します。

日程十七 昭和三十五年度福生町支入支出予算

(議案第二十号)

議長 本件を上程いたします。

書記(上野) 取締役社長 河部勝巳。

議長(瀬古) 本件を理事者にと朗読させようが省略してもいいで

東京都西多摩郡福生町役場

しょうか。

全員 異議なし。

書記(上野) 提正箇所説明。

町長(秋山) 三十五年度一般会計の予算を計上する場合

県案の事項は当初から出たところから考えから予

算を編成した訳です。予算は一億一千五拾九万

一六八拾円であり前年の予算より其千貳百九拾

四万四程増額になっています。これは例年町管

内宅の買収は追加予算でして、これが本年は昨同

一部用地を買収しているの、昨同同様貳拾万の

建設の当初予算に計上した訳です。又

河川改修費という形で七百参拾万円を計上して

いるが、これは東京都の予算が未決定なので、これは

事務的関係を棒にし、七百万円の工事費に對する

六割の補助は格定的であるので当初予算に計
上した款です。支入の部では町税に於て七百
二十万円で前年より増減なっています。
その他其の他交付金に於ては尙千六百万円
より七百万円増になっています。地方交付税に
於ては六百四十万円の減になっています。昨
より不交付団体になり一般の地方交付税は受けられ
ず特別交付税で七拾万円を計上している款です。
又国庫補助金都の交付金の関係で国庫補助で
町営住宅を建設する関係で補助金六百九拾九万
国庫補助金は著しく増額になっています。又都の
補助金では六百五拾万円程増額になっていますが町営
住宅の関係が六百拾九万円河川改修補助金が四百
五十萬円都市計画が二百萬円が入っています。

東京多摩郡福生町役場

22

又起債については壹百五拾萬円で町営住宅に付する
関係です。方虫の関係では議会費に於て壹百七拾萬
円程増額余のは議会事務局の職員の人権費等です。
役場費、消防費は予り変りがない。次に土木費は六百四拾
五萬円程増額余りは河川改修費又区劃整理の調査
費排水工事、下水道事業等に計上してあります。
次に教育費ですが中学の増築に付して三十五年度と
三十七年度と渡り増築する款で本年の当初予算
に計上出来ず追加更正予算によつて増築する
又プールの子では二ヶ所作るよう計上してあります。
給食燃料に付しては各学校共計上してあります。
社会及び労働施設費は八公管定分の七百八拾萬円という金
額も含まれている。保険衛生費は百四万内程増額にたつ
ています。産業経済費は百三万内程増額にたつています。